

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
のときは、その翌日)

平成八年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

目 次

- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)
保険薬剤師の指定(保険課)
鳥取県酪農・肉用牛生産近代化計画(畜産課)
公共測量の終了(管理課)
開発行為に関する工事の完了(都市計画課)
収入証紙の小売りさばき人の指定(会計課)
収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止(〃)
- ◇ 選 管 告 示 衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる一般放送事業者等の一部修正
- ◇ 教 委 告 示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 公 安 告 示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)
- ◇ 公 告 公募型技術提案競技の実施(観光課)

告 示

鳥取県告示第七百七十四号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

指定番号	種 別	図 書 類		発行記号等	表示された発行所名
		題 名 及 び 号 数	種 別		
5 6 2 2	雑誌その他 の刊行物	花 啓	雑誌	ISBN-06-25 32-BEH-13	エー ル コーポレーション
5 6 2 3	〃	S M 倶 楽 部 小説ササヒ8月号増刊	雑誌	04790-08	サニ ー 出版 社
5 6 2 4	〃	V I D E O V I E W 愛の体験告白7月号増刊	雑誌	01546-07	サニ ー 出版 社
5 6 2 5	〃	投稿ニヤンニヤン写真 1996.9月号	雑誌	16747-09	株 式 会 社 サニ ー 出版
5 6 2 6	〃	G a i s s D e e SUPER DELUXE	雑誌	07538-8	株 式 会 社 グ アイ ア レ ス
5 6 2 7	〃	オ レ ン ジ 通 信	雑誌	雑誌コー ド 02189-9	株 式 会 社 東 京 三 世 社
5 6 2 8	〃	G A L S ' P 1996.9	雑誌	12138-9	株 式 会 社 東 京 三 世 社
5 6 2 9	〃	カ メ ラ 天 国	雑誌	13724-9	株 式 会 社 日 本 出 版 社
5 6 3 0	〃	姿 態 痴 女	S	0 7 9	ハ ー ド ブ レ イ キ ャ ル ス カ ン パ ニ ー
5 6 3 1	〃	大人の色香に魅せられて	No.	1 2 2	北 陽 出 版
5 6 3 2	〃	超しやぶりっ娘	No.	8 1	北 陽 出 版
5 6 3 3	〃	ク ア ー ズ マ ガ ジ ン ・ ク ア ー ズ マ ガ ジ ン 1 9 9 6 年 9 月 号 増 刊	雑誌	08398-09	株 式 会 社 マ ガ ジ ン ・ ク ア ー ズ

5634	漫画	ストロング	雑誌	03693-12	株式出版
5635	漫画	コマンダー	雑誌	13625-12	黒田出版
5636	漫画	COMICEモンキーバナナ	雑誌	18384-3	三和出版
5637	漫画	漫画ラフトピアスベニヤル	雑誌	18349-12	株 式 社
5638	漫画	不倫妻ふるえる美乳	雑誌	07588-12/15	辰巴出版
5639	録画テープ	女子校生ソープランド	G G - 0 4	ジョージア	株式会社

鳥取県告示第七七十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
城下 健太郎	鳥業第一〇〇五号	平成八年十月二十三日

鳥取県告示第七七十六号

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）第二条の三第一項の規定に基づき、平成十七年度を目標年度とする鳥取県酪農・肉用牛生産近代化計画を定めたので、同条第四項の規定により公表する。

その計画書は、鳥取県農林水産部畜産課及び各地方農林振興局に備え置いて縦覧に供

する。

鳥取県酪農・肉用牛生産近代化計画（平成元年三月鳥取県告示第三百二十八号）は、廃止する。

平成八年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七七十七号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、鳥取県倉吉地方農林振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成八年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 公共測量（県営中北条地区担い手育成基盤整備事業平面図作成）
- 二 作業地域 東伯郡北条町の一部
- 三 終了年月日 平成八年十月三十一日

鳥取県告示第七七十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年八月二日 鳥取県指令米土維十第十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市富益町字新開六

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市渡町一一九一二

株式会社シヨールホク

代表取締役 松谷 佳興

鳥取県告示第七百七十九号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成八年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成八年十一月二十五日	六〇二	岩美郡国府町宮下一〇四五一一	株式会社山陰合同銀行国府支店	岩美郡国府町宮下一〇四五一一株式会社山陰合同銀行国府支店

鳥取県告示第七百八十号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成八年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

廃止年月日	住 所	名 称
平成八年十一月二十四日	岩美郡国府町新通り三丁目三三三三	株式会社山陰合同銀行新通り支店

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九十七号

平成八年十月鳥取県選挙管理委員会告示第六十四号（衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる一般放送事業者等について）の一部を次のように改正する。

平成八年十一月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

表中

日本海テレビジョン放送株式会社

を

株式会社山陰放送

に

改める。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十四号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成八年十一月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

- 一 日時 平成八年十一月二十九日(金) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 三 議題
 - 1 教育委員会事務局人事について
 - 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十六号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めためたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成八年十一月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋

遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造者名	検定番号	有効期間	申請者	
						氏名又は名称	住所
ばちんこ遊技機	規則第6条第1号 イ該当機	綱引きドン2	株式会社 平和	510033	平成8年11月26日 から3年間	株式会社平和	群馬県桐生市広沢町二丁目3014-8
〃	〃	スーパー玉ちゃんDX	〃	510061	〃	中島 権	
〃	〃	くじら君	〃	510130	〃		

氏 名 又 は 名 称		大東音響株式会社	
住 所		大阪府大阪市浪速区元町一丁目5-7	
法人にあってはその代表者の氏名		藤川 恵	
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業 者 名
回胴式遊技機	規則第6条第2号該当機	キングガルフ	大東音響株式会社
		検 番 定 号	有 効 期 間
		640270	平成8年11月26日から3年間
氏 名 又 は 名 称		エレクトロコインジヤパン株式会社	
住 所		東京都港区芝四丁目2-3	
法人にあってはその代表者の氏名		ジョン・スタジイデス	
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業 者 名
回胴式遊技機	規則第6条第2号該当機	ゲッターマウス	エレクトロコインジヤパン株式会社
		検 番 定 号	有 効 期 間
		640280	平成8年11月26日から3年間

公 告

砂丘博物館（仮称）設計業務に係る公募型技術提案競技を、次のとおり実施する。

平成8年11月26日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 業務概要

- (1) 業務名 砂丘博物館（仮称）設計業務
- (2) 業務内容 砂丘博物館（仮称）新築工事（建築設備及び外構に係るものを含み、展示施設・設備に係るものを除く。以下同じ。）の基本設計及び実施設計
- (3) 履行期間 砂丘博物館（仮称）設計業務（以下「設計業務」という。）の委託契約の日から平成10年3月中旬の別に定める日まで

2 参加資格等

- (1) 参加表明書
- (ア) 提出資格

参加表明書を提出することができる者は、次に掲げる条件のすべてを満たす者（共同企業体にあつては、(エ)の条件を満たす構成員を有し、かつ、(ウ)及び(カ)の条件を満たすものうち、すべての構成員が、(ア)、(イ)及び(オ)の条件を満たし、かつ、均等割額（共同企業体に対する各構成員の出資額の合計額を構成員の数で除して得た額をいう。以下同じ。）の10分の6以上の出資を行っているものとする。以下「有資格者」という。）とする。

(ア) 平成8年1月鳥取県告示第5号（測量等の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に定める測量等業務の指名競争入札に参加する者に必要な資格のうち建築に係るものを有する者又は別に定めるところにより実績、

<p>経営状況等が当該資格を有する者と同等以上であると認められる者であること。</p> <p>(イ) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一般建築士事務所登録を受けていること。</p> <p>(ウ) 3名以上の一般建築士を専属で有すること。</p> <p>(エ) 平成3年度以降に鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延床面積がおおむね5,000平方メートル以上の建物の建築設計(新築又は増築に係るものに限る。)を行った実績(共同企業体の構成員としての実績については、均等割額の10分の6以上を出資した共同企業体に係るものに限る。)を有すること。</p> <p>(オ) 鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置(以下「指名停止」という。)を受けておらず、かつ、同要綱に規定する指名停止の要件に該当しないこと。</p> <p>(カ) 設計業務に配置可能な技術部門の要員を有すること。</p> <p>イ 審査事項</p> <p>参加表明書については、平成8年12月中旬頃に次の事項を審査し、技術提案書を提出することができる者5者以内を選定する。</p> <p>(ア) 主要業務及び類似業務に係る実績</p> <p>(イ) 専門分野別技術職員の状況</p> <p>(ウ) 担当予定技術者の資格、経験及び業務実績</p> <p>(エ) 設計業務の実施体制</p> <p>(オ) 砂丘博物館(仮称)新築工事の設計についての基本理念</p> <p>ウ 結果通知</p> <p>(ア) イにより選定された者には、技術提案書説明書を送付し、それに従って技術提案書を提出するよう依頼する。</p> <p>(イ) 選定されなかった者には、その旨及びその理由を書面により通知する。</p> <p>(ウ) (イ)の通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して7日</p>	<p>(鳥取県の休日定める条例(平成元年3月鳥取県条例第5号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)以内に、書面により説明を求めることができる。この場合においては、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。</p> <p>(2) 技術提案書</p> <p>ア 提出資格</p> <p>技術提案書を提出することができる者は、(1)のウの(ア)の依頼を受けた有資格者とする。</p> <p>イ 審査事項</p> <p>技術提案書については、平成9年1月下旬頃に次の事項を審査し、最も優れたものを特定する。</p> <p>(ア) (1)のイの(ア)から(オ)までの事項</p> <p>(イ) 設計業務の実施方針</p> <p>(ウ) 設計業務の工程計画及び動員計画</p> <p>(エ) 砂丘博物館(仮称)新築工事の設計についての提案</p> <p>ウ 結果通知</p> <p>(ア) イにより特定された技術提案書を提出した者(以下「特定者」という。)とは、設計業務の委託契約の締結交渉を行う。</p> <p>(イ) 特定されなかった技術提案書を提出した者には、その旨及びその理由を書面により通知する。</p> <p>(ウ) (イ)の通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、書面により説明を求めることができる。この場合においては、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。</p> <p>3 手続等</p> <p>(1) 担当部局</p> <p>〒680-70</p>
---	--

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎5階

鳥取県商工労働部観光課

電話番号 0857-26-7421

(2) 参加表明書説明書の交付

参加表明書の作成及び提出に関しては、次に定めるところにより参加表明書説明書を交付する。

ア 交付場所

(1)に同じ。

イ 交付期間

平成8年11月26日(火)から同年12月13日(金)までの各日(休日を除く。)の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間

(3) 参加表明書の提出

参加表明書は、参加表明書説明書及び次に定めるところに従い、持参して提出すること。

ア 提出場所

(1)に同じ。

イ 提出期間

(2)のイに同じ。

(4) 技術提案書の提出

技術提案書は、技術提案書説明書及び次に定めるところに従い、持参して提出すること。

ア 提出場所

(1)に同じ。

イ 提出期間

平成8年12月から平成9年1月までの間で別に定める期間(40日間程度)内の各日(休日を除く。)の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間

(5) 質問書

参加表明書又は技術提案書の作成又は提出に関し疑義があるときは、質問書を作成し、次に定めるところにより持参して提出し、回答を受けることができる。

ア 提出場所

(1)に同じ。

イ 提出期間

参加表明書の質問書にあっては、平成8年11月26日(火)から同年12月2日(月)までの、技術提案書の質問書にあっては、平成8年12月の別に定める期間(7日間程度)内の各日(休日を除く。)の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間

ウ 回答

参加表明書の質問書に対しては平成8年12月6日(金)の午後1時から午後4時までの間に、技術提案書の質問書に対しては平成9年1月の別に定める日の午後1時から午後4時までの間に、アの提出場所において回答書を交付する。

4 契約の締結

特定者とは、設計業務の委託契約の締結交渉を行う。

なお、当該契約を締結した者又はその者が設計業務に関し協力を受ける者が建設業を営み、又は建設業を営む者と密接な関係を有する場合、当該建設業を営む者には、砂丘博物館(仮称)に関する建設業務を発注しない。

5 その他

(1) 失格

次のいずれかに該当する参加表明書又は技術提案書を提出した者は、失格とする。

ア 2の(1)のア又は(2)のアに定める資格のない者が提出したもの

イ 3の(3)又は(4)に定める方法を遵守せずに提出されたもの

ウ 参加表明書説明書又は技術提案書説明書に従って作成されていないもの

(2) 審査員

参加表明書及び技術提案書の審査は、次の審査員により行う。

- 原 広司 (東京大学教授)
 - 布野 修司 (京都大学助教授)
 - 長谷川逸子 (建築家)
 - 熊谷 昌彦 (米子工業高等専門学校助教授)
 - 日下部甲太郎 (財団法人国立公園協会理事(長))
 - 小林 峰雄 (ANAビジネスクリエイト顧問)
 - 稲永 忍 (鳥取大学教授)
 - 山下 治子 (「ミュゼ」編集長)
 - 岡本 範道 (鳥取県商工労働部長)
 - 梶府 龍雄 (鳥取県土木部次長兼建築課長)
- (3) 報酬
- 参加表明書の提出に対しては、報酬等は支払わないが、2の(1)のウの(ア)の依頼を受けて技術提案書を提出した者には、金30万円を支払うものとする。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県 【定価一部一箇月二千元(送料を含む)】